

西嶺の郷 短期入所生活介護  
利用料表

( )内は2割負担  
一日あたり:円

①基本料金

事業所番号(1072700436)

一日あたり:円

介護度	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		要支援1		要支援2		
部屋別	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	
短期入所生活介護費	586 (1172)		654 (1308)		724 (1448)		792 (1584)		859 (1718)		438 (876)		545 (1090)		
夜勤職員配置加算	13 (26) 夜勤が、基準よりも一人以上になった場合。										予防給付は、対象外です。				
送迎加算	片道 184 (368)										片道 184(368)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (支給限度額対象外)	18 (36) 介護職員のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合。										18(36)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額対象外)	上記利用料金に11%を上乗せ										上記利用料金に11%を上乗せ				
住居費	第4段階	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855
	第3段階	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370
	第2段階	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370
	第1段階	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0
食費	第4段階	1392										1392			
	第3段階	650										650			
	第2段階	390										390			
	第1段階	300										300			
1日分(第4段階 送迎加算なし)	3248	2932	3323	3007	3401	3085	3477	3161	3551	3235	3069	2753	3188	2872	
1日分(第3段階 送迎加算なし)	2155	1705	2230	1780	2308	1858	2384	1934	2458	2008	1976	1526	2095	1645	
1日分(第2段階 送迎加算なし)	1495	1445	1570	1520	1648	1598	1724	1674	1798	1748	1316	1266	1435	1385	
1日分(第1段階 送迎加算なし)	1305	985	1380	1060	1458	1138	1534	1214	1608	1288	1126	806	1245	925	
②食費代金	1日 1,392円(朝食440円、昼食510円、夕食442円)なお、請求は食数で換算いたします。														
③住居費代金	個室、多床室により居室料金が、異なります。 食費、住居費においては、減額認定の段階によって料金が異なりますので、上記の料金表をご確認ください。														
④認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用開始日から7日間を上限に一日につき、200円(2割負担の場合:400円)を算定できます。医師が算定要件を満たしている場合のみ算定します。														
⑤若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めている場合、120円(2割負担の場合:240円)を算定できます。④を算定している場合は、算定できません。														
⑥療養食加算	医師の指示による食事箋提示の上、食事療養をいたします。その際、一食につき8円(2割負担の場合:16円)算定します。(算定する場合には、いくつか要件があります。)														
⑦長期利用者に対する短期入所生活介護	連続利用に関して、31日目を実費とし、それ以後連続して利用した場合、1日30単位(2割負担の場合:60単位)減算となります。														
⑧緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に位置付けなくとも、7日間を限度として緊急的にショートステイの受入ができるようになりました。1日90単位(2割負担の場合:180単位)の加算。														
⑨その他の料金	理髪料金 2,000円 その他、実費に発生した料金は請求させていただきます。														

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

令和1年10月1日より